

- ① [REDACTED] (本年5月27日受理、6月24日開示決定通知)  
② [REDACTED] (7月26日受理、8月22日開示決定)

(当局)

これまで2回の開示請求に基づき、当局が開示した①及び②の[REDACTED]と、今回請求されようとする[REDACTED]以外に、[REDACTED]はない。

(先方)

- 本件土地について、[REDACTED]以外に[REDACTED]がないことは分かった。
- この場で確たる回答はできないであろうが、[REDACTED]は不開示となるのか。国民共有の国有財産を売却した場合、その[REDACTED]は、開示すべきである。契約相手方は学校法人であり、税法上や他にも何らかの優遇を受けているような今回のケースでは、むしろオープンにすべきと考える。[REDACTED]を確認するのは市民感覚からすれば当然のことである。

(当局)

2回の開示請求では、[REDACTED]については、開示することと、開示による契約相手方の事業遂行に与える影響等を考慮し、開示した場合には、契約相手方の正当な利益を害する恐れがあると判断し、不開示とした。

(先方)

本件土地の東側で豊中市が防災公園として整備した土地は約9,400m<sup>2</sup>あり、約14億円で売買している。この単価約15万円/m<sup>2</sup>を本件土地に当てはめれば、約13億円となる。

この推定金額から、例えば半額程度の破格の値段で売買されていた場合、これまで国が豊中市に本件土地を無償で貸し付けすることはできないと説明してきたことと、矛盾する。

(当局)

ご承知のとおり、本件土地は、大阪航空局が騒音対策のために購入した場外用地であり、その後の利活用に当たっては、地域の地方公共団体と十分に連携して対応してきたと認識している。

(先方)

豊中市と国との間で、話がまとまっていたわけではないと思うが、市は簡単に無償で借りることができると楽観的に考えていた。

既に担当者も変わっており、市の担当者の対応を責めるつもりはないが、豊中市は本件土地を借りて、東側の公園と一体で整備する考えを持っていた。

(以上)